

新型インフルエンザ対策に関する緊急要望

平成 21 年 5 月 28 日
全 国 知 事 会

新型インフルエンザについては、国と地方公共団体が協力して、国内での発生を未然に防ぐためにできる限りの対策を講じてきたところであるが、5月16日、神戸市内の高校生が国内で初めて、新型インフルエンザに感染していることが確認され、国の行動計画の対策レベルが「国内発生早期」に引き上げられる事態となった。その後、感染者数拡大のスピードは発生当初に比べると鈍化したものの、引き続き発生地域の拡大が見られるなど、なお予断を許さない状況である。

今回の新型インフルエンザの特徴は、感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、抗インフルエンザ薬による治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多いと言われているが、海外の事例において、基礎疾患（糖尿病、ぜんそく等）を有する者を中心に重症化し、死亡に至る場合もあることが報告されている。

今般、5月18日の全国知事会議において緊急決議を行い、国に要望したことを受けて、国は、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うべく、5月22日に「基本的対処方針」を決定したところである。

しかし、地域における現在の発生の状況を踏まえると、なお国において、緊急に対応すべき課題が残されていることから、下記の事項について早急な対応を講じるよう強く要請する。

記

1 「基本的対処方針」について

5月22日の「基本的対処方針」において、地域の実情に応じた弾力的な運用という方針が打ち出されたものの、依然として学校・保育施設等の臨時休業などの制約が残されている。

感染拡大防止は最も優先すべき事項であるが、こうした制約により、国民生活や地域経済への影響も出始めていることから、今回の新型インフルエンザウイルスの特徴や感染力、治療方法等を早急に見極めた上で、さらに弾力的、機動的に対応することとし、状況によっては季節性インフルエンザと同様の対応とすること。

2 国からの情報提供について

- (1) 発生初期の段階と比較して改善されたとはいえ、国による地方公共団体等への情報提供がマスコミ等に対する公表よりも遅く、対応が困難な場合があるので、少なくともマスコミに対する情報提供と同時に地方公共団体等への情報提供を行うこと。
- (2) 国から地方公共団体等への情報提供体制については、情報の発信元及び送信先についてばらつきが見られ、対応が混乱する事例が見られることから、情報の発信元や送信先の一元化を図ること。

3 医療体制の確保について

- (1) 発熱外来の設置に当たっては、医療機関の構造設備等の変更を伴うこともあるが、緊急時には医療法に基づく変更許可を不要とするなど、柔軟な対応ができるようにするとともに、設置・運営への財政支援を行うこと。
- (2) 新型インフルエンザの診療を行う医療従事者に対する補償制度を整備すること。

4 医療物資の確保について

医療現場において、必要な医療物資（感染防護具、診断キット、抗インフルエンザウイルス薬等）が不足していることから、必要な医療物資の全国的な生産・供給調整について、国の責任の下で実施すること。